高齢者福祉サービスの充実

～4分野における高齢者福祉サービスの実施～

◇一般高齢者支援サービス◇

65歳以上の方を対象に「はり・灸・マッサージ施術費助成券」を発行します。

70歳以上の方には、毎月第2、第4木曜日、市内9カ所の入浴施設において「ほかほか入浴日」を設け、入浴料を無料にしています。

「ほかほか入浴日」実施施設

仁賀保地域
総合福祉交流センター（スマイル）
午ノ浜温泉・神ノ湯・はんの木

金浦地域
温泉保養センターはまなす

象潟地域
鶴泉荘・ねむの丘展望温泉
老人福祉センター
都市農村交流センター

また、身近な老人福祉施設を交流の場として有効に活用していただけるよう整備します。

これらの制度を活用し、心身の安らぎと体調管理、市民の交流の機会として役立てていただき高齢者の元気づくりを応援します。

長年にわたり郷土の発展に貢献されてきた高齢者の方々の節目をお祝いし、満80、85、90、95、100歳を迎える方に生きがいある日常生活を高めるために、長寿祝い金を支給します。

平成18年度は、7名の方が満100歳を迎えます。

4月11日、明治39年4月3日生まれで満100歳を迎えた阿部喜三郎さん（平沢）に長寿祝会が贈られました。

◇地域づくり活動支援◇

高齢者の住みよいまちづくりをめざし、老人クラブ活動や集落サロン事業の活動費を助成します。さらに敬老式や金婚式の開催で、ともに健康長寿を祝い、高齢者の健康や生きがいへの機会とします。

★集落サロン事業★

高齢者や障害者が月1回程度集落会館などに集い、趣味活動やボランティア活動、歓談などを通して地域住民との交流を図る事業で、集落会長やそのほか事業運営が確保できると認められた団体に委託します。

現在仁賀保地区では、平沢、琴浦、両前寺、小国、伊勢居地、横根集落、象潟地区では、小浜、駅前、鳥の海1区の9カ所で実施しています。

◇虚弱な住宅高齢者の介護予防サービス◇

ひきこもりになりがちな高齢者や一人暮らしの高齢者など虚弱な高齢者の介護予防のために次の事業を提供し、住み慣れたわが家での在宅生活の手助けをします。

★いきがい活動事業★

概ね65歳以上の一人暮らし高齢者や虚弱な高齢者に月1回程度、老人福祉センターなどを利用した日常生活動作訓練や趣味活動などのサービスを提供して介護予防を図る事業です。

★軽度生活援助事業★

概ね65歳以上の要援護高齢者世帯などの低所得世帯に対し、1時間80円を自己負担することで、外出時の援助や食事・食材の確保、家周辺の手入れ、除雪、軽微な修繕、自然災害への防備などの軽易な援助を行い、在宅の自立した生活の継続を可能にする事業です。

★配食サービス事業★

調理が困難な65歳以上の高齢者などの居宅を定期的に訪問して栄養バランスのとれた食事を提供し、安否を確認する事業です。自己負担は、1回200～300円で、月4回のサービスを受けることができます。

★緊急通報体制整備事業★

概ね65歳以上の一人暮らし高齢者や身体障害者に緊急通報装置を無料で貸与し、急病や災害などの緊急時に装置のボタンを押すことで関係協力機関（消防や協力員）に通報がいき、対応する事業です。

◇在宅要介護高齢者および家族支援サービス◇

在宅で3カ月以上寝たきりの状態にある方（要介護4、5相当）を介護している世帯にオムツ代助成事業および家族介護援助金助成事業を提供して在宅生活を援助します。また、一人暮らしなどの要介護高齢者で普通車両に乗れない方には、外出支援サービス事業も行っています。

★オムツ代助成事業★

3カ月以上寝たきりの状態で常時オムツを使用している高齢者および障害者を介護している世帯に、1カ月のオムツ代の半額を助成します。ただし、在宅日数が15日以上の場合は上限が5、000円、7日～14日の場合は上限が2、500円となります。

★家族介護援助金助成事業★

要介護認定で要介護4または5と認定された寝たきり高齢者などを自宅で3カ月以上介護している世帯に、介護援助金を助成します。在宅日数が15日以上の場合は月10、000円、7日～14日の場合は月5、000円となります。

★外出支援サービス事業★

概ね65歳以上の高齢者世帯で一般の交通機関を利用することが困難な低所得世帯を対象に、医療機関への通院を目的に移送用車両（リフト付車両およびストレッチャー装着ワゴン）で送迎します。ただし、回数に制限があり、市内は月1回（年12回）まで、由利本荘市は年5回以内です。利用者負担はありません。

すべての事業は、申請後に状況を確認してから許可または、非許可を通知します。

申請・問合先

いきいき長寿支援課
長寿支援係　☎32―3042

健康づくりの推進

～総健康のまちづくりのために～

◇5歳児健診がスタート◇

健やかな「にかほっ子」が育つために、新たな事業として5歳児健診を実施します。

～健診事業の目的～

①3歳児健診以降、就学児健診までの空白期間をうめることができる。
②身体的発達異常の再発見・再検討ができる。
③眼科・耳鼻科疾患の見直しの機会になる。
④発達障害の適切な援助のきっかけになる。
⑤子育てに不安をもっている両親への支援が、適当な時期である。
⑥虐待の認識とその対応が円滑にできる。
⑦その他各種リスクを持った家庭の発見（生活習慣の乱れなど）とその親子への対応と相談ができる。

◇健康推進員を委嘱◇

にかほ市の「総健康のまちづくり」を行政と地区住民が協働して推進するために、108人の健康推進員を委嘱しました。

健康推進員は、担当する地区に、検診の通知配布や住民の健康づくりの普及活動を行います。

◇にかほ市の健康度の評価と地区診断の実施◇

本年度は、秋田県立脳血管研究センターと協力体制をとり、最新のデータをもとに人口の男女比、年齢別分布、地域の高齢化率、一人暮らし世帯の割合などの家族構成、健康診断受診状況等基礎的な状況を把握します。

また、肥満度、血圧平均値や分布、未受診者の特性などを解析し、にかほ市の健康度の評価と地区診断を行います。

この診断の結果をもとに重点目標を決定し、保健事業を展開していきます。

申請・問合先

健康推進課　健康増進係
☎32―3008